

青森県報

第三千二百八十七号

平成二十二年
九月十日
(金曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定……………(林政課) ……一
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
右 同……………(同) ……二
肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……二

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
公安委員会……………(同) ……四
警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全企画課) ……五

告 示

示

青森県告示第五百九十九号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
八戸市大字金浜字上平山一の一、二、三、一一、一五の八、一五の一四、一五の二四、字下山二九の一
- 二 保安林指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び八戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第六百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

焼山三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡六ヶ所村	泊	焼山	四九八の一
二	"	"	"	四九八の一
三	"	"	"	四九八の一
四	"	"	"	四九八の四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十二年八月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ともいきの会
- 三 代表者の氏名
河原木 一郎
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市吹上一丁目一〇の九
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、ホームレス、高齢者、触法障がい者、その他福祉サービスが必要とする方々に対して、福祉に関する事業を行い、その方々に寄り添う支援を通して誰もが住みやすい地域づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十二年八月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県就職支援チーム
- 三 代表者の氏名
山内 政範
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字新城字平岡八一三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、若年求職者及び中高年齢求職者等、職を求める人達に対して就労する為の補助支援に関するすべての業務を行い、各企業や各学校、行政そして地域一体となり、一人でも多くの未就労者が就職できるようにサポートすることにより、地域経済の活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年八月三十一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年九月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

登録番号	青森県第 四五号	肥料の種類	魚かす粉末 肥料	肥料の名称	7・0片倉 魚かす粉末 肥料	保証成分量 (パーセント)	窒素全量 七・ りん酸全量 六・	その他の 規格	該当なし	生産業者の氏 名又は名称及 び住所	片倉チツカリ ン株式会社 東京千代田 区九段北一 丁目一三の五
青森県第 三四九号	混合有機質 肥料	りんご自慢 有機2号	窒素全量 五・ りん酸全量 四・ 加里全量 二・	公定規格 のとおり	片倉チツカリ ン株式会社 東京千代田 区九段北一 丁目一三の五						

政治団体の名称	成田裕一後援会	代表者	成田 裕一	会計責任者	成田 千春	主たる事務所の所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田八三の七	年月日	平成 三・八 四
---------	---------	-----	-------	-------	-------	------------	--------------------	-----	----------------

山本武朝後援会	山本 武朝	山本 聖子	青森市大字浜田字 玉川二一の四七	三・八 一九
秋元よしえ後援会	二川原 一	工藤 聡	南津軽郡大鰐町大 字長峰字九十九森 一の二	三・八 二五
明篠の会	松橋 久美子	金沢 いづみ	上北郡東北町字篠 内平三〇の一	三・八 二五
小西勇一後援会	貴田岡 曠久	工藤 聡	弘前市大字宮川二 の三の二	三・八 二五

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	民主党青森県第1区総支部	異動事項	新	旧	年月日
主たる事務所の所在地	青森市古川三の二二の三	青森市古川三の二二の三	青森市奥野二の二二三の二八	平成 三・八 六	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	中村ひろし後援会	異動事項	新	旧	年月日
代表者	小田桐 信勝	成田 武憲	青森市古川三の二二の三	青森市奥野二の二二三の二八	平成 三・八 四
主たる事務所の所在地	青森市古川三の二二の三	青森市奥野二の二二三の二八			

平成二十二年九月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届 出 月 日
横山 北斗 (衆議院議員)	横山北斗後 援会	主たる事務 所の所在地	青森市古川 三三の二二の 三	青森市奥野 二二の二三の 二八	平成 三・八・六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百一号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条に規定する審査(学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)附則第九条の規定により公示する。

平成二十二年九月十日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十二年十一月四日(木)午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者(検定規則附則第七条第一項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下

「旧規則」という。)(第一条第一項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」という。)(に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)(であつて同条第二項に規定する一級に係るもの(以下「旧一級検定」という。)(に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの(以下「旧二級検定」という。)(に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。)(に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)(に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備(次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。)(に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)(に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査	

交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査
 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査
 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査

合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十二年九月二十七日(月)から同年十月十五日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)(を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあっては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場

合にあっては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭